特別養護老人ホーム「こぶし」 予防短期入居 利用料金表

いちばん先の、しあわせへ。クピド



特別養護老人ホームこぶし 予防短期入居 利用料金表

令和元年10月1日現在

1. 基本料金

要介護度	負担割合	① 1 日あたりの 介護サービス費	② 1 日あたりの 加算分(‡ 1)	③介護職員処遇改善加算(#2)	④1日あたりの食費	⑤ 1 日あたりの居住費 (室料・光熱水費)	⑥ 1 日あたりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤)	
要支援丨	(1割)	514円	18円	31円	1,380円		3,583円	
	(2割)	1,028円	36円	63円		1,640円	4,1 4 7円	
	(3割)	1,542円	54円	95円			4,711円	
要支援2	(1割)	638円	18円	39円	1,380円			3,7 1 5円
	(2割)	1,276円	36円	78円		1,640円	4,410円	
	(3割)	1,914円	54円	118円			5,106円	

- ※ 利用料金以外に別途かかる料金として(診察料・薬代・床屋代・喫茶や売店での買い物等の代金)
- ※ 食事は材料費と調理費です。 (朝食 370円 昼食 530円 夕食480円)
- ※ 送迎について (1割負担:片道 184円、往復 368円 2割負担:片道 368円、往復 736円)
- ※ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(#1) 1日あたりの加算料金内容について(表記は全て1割)

加算区分	1日あた	り等の負担額	内容
機能訓練体制加算	1日	12円	専ら機能訓練指導員の職務に専事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ、指圧師を1名以上配置された場合。
夜勤配置加算	1日	18円	指定介護老人福祉施設の入居者と併設する指定短期入所生活介護の利用者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入居者数」とした場合に、必要となる夜勤職員の数を1以上上回って配置した場合。
サービス提供体制 強化加算(III)	1日	6円	サービスを利用する月の直近3ヶ月間の職員の割合について、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員の総数の内、勤続3年以上の者の総数が占める割合が30%以上の場合に加算。
介護職員処遇改善 加算(Ⅱ)	ひと月 につき	サービス費に 対して6.0%	介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処 遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画書を策定し、都道府県知 事に届けるなど、必要な算定要件を満たし、当該計画に基づき適切な措置を講じて いる介護老人福祉施設に算定されたもの。
送迎加算	片道	184円	自宅から事業所間を車両にて送迎した場合。 ※送迎範囲は岩見沢市内に限らせていただきます。曜日や時間によっては送迎ができない場合がございますのでご了承ください。

(♯2) 介護職員処遇改善(Ⅱ) 利用料金(①1日あたりの介護サービス費+②1日あたりの加算) に6.0%を掛けたもの。

2. 第3段階に該当した場合

-1 No -1 Note 1						
要介護度	① 1 日あたりの 介護サービス費	②1日あたりの 加算分(#1)	③介護職員処遇改善加算(#2)	④1日あたりの食費	⑤ 1 日あたりの居住費 (室料・光熱水費)	⑥ 1 日あたりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤)
要支援1	514円	18円	31円	650円	1,310円	2,523円
要支援2	638円	18円	39円	650円	1,310円	2,655円

[※] 区分支給限度額の単位数には含まれません。

3. 第2段階に該当した場合

要介護度	① 1 日あたりの 介護サービス費	② 1 日あたりの 加算分(♯ 1)	③介護職員処遇改善加算(#2)	④1日あたりの食費	⑤ 1 日あたりの居住費 (室料・光熱水費)	⑥ 1 日あたりの自己負担額 (①+②+③+④+⑤)
要支援 1	514円	18円	31円	390円	820円	1,773円
要支援2	638円	18円	39円	390円	820円	1,905円

4. 各利用料金の軽減制度

(1)《負担額の軽減》 ~ 高額介護(居宅支援)サービスの負担上限による軽減制度により、介護保険料の段階に応じて1ヶ月の自己負担額の上限が次のようになっています。

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の	24,600円(世帯)
合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

- ※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。
- (2) 《食費・滞在費の軽減》 ~ 特定入所者介護サービス費の軽減制度によって、低所得者の方のサービス 利用が困難にならないよう、介護保険料段階によって1日の自己負担額の上限が次のようになっています。

	利用者負担段階	負担限度額(1日)		
区分	対象者	滞在費(個室)	食費	
第1段階	生活保護受給者又は、 市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	820円	300円	
第2段階	市町村民税非課税者であって、 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	390円	
第3段階	市町村民税非課税者であって、 課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万を超えている方	1,310円	650円	
第4段階	・本人が住民税を課税されている方 ・本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税が課税されている人がいる方 ・本人は住民税非課税だが、世帯分離している配偶者が課税されている方 ・預貯金、有価証券等の金額の合計が1000万円	1,640円 負担限度額なし	1,380円 負担限度額なし	

(3)《社会福祉法人の利用者負担軽減制度》

世帯全員が市町村民税世帯非課税で一定の条件に該当すると市町村が認めた場合は、次の内容で利用者 負担(1割負担、食費、居住費)を社会福祉法人と公費で負担(1/2或いは1/4)し、入居者の 負担を軽減する制度です。(老齢福祉年金受給者は1/2軽減、それ以外は1/4の軽減)

- 1.年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 2.貯金等の額が単身世帯で350万円世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- 3.日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4.負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 5.介護保険料を滞納していないこと。
 - *上記の条件に全て該当するかを市町村に申請し、認められた場合に軽減されます。
- ※ 上記の軽減制度は市町村役場の介護保険課(グループ)に申し込みが必要です。

ご不明な点がございましたら、担当者(相談員)までお問い合わせください。

社会福祉法人クピド・フェア 介護老人福祉施設 こぶし

担当者: 俵 谷 電 話: 0126-23-1115